毎週二回発行月曜日木曜日

# 山梨県公報

第六百九十八号
令和八年十月二十九日
木曜日

目次

告示
○普通母樹林の指定の解除
○道路の供用開始
○道路の区域変更（二件）
公告
○鳥獣保護区の存続期間の更新
○鳥獣保護区特別保護地区の指定
○特定猟具使用禁止区域の指定
○公共測量の実施（二件）
選挙管理委員会
○政治団体の名称等の届出
○個人演説会等を開催することができる施設の指定
○個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号

# 告示

**山梨県告示第二百七十九号**

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項の規定により次のとおり指定した普通母樹林について、同法第九条第一項の規定により、その指定を解除する。

令和八年十月二十九日

山梨県知事　長崎幸太郎

| 指定番号 | 指定年月日 | 指定採種源の種別 | 樹種 | 所在場所 | 本数（本） | 面積（ヘクタール） | 所有者等 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 住所 | 氏名 |
| 山梨普四五―三 | 昭和四十六年九月二十七日 | 普通母樹林 | ひのき | 山梨市牧丘町杣口字小倉山三〇〇八―一、二一四、三〇八―七三二 | 一、三〇〇 | 一・〇八 | 山梨市牧丘町杣口一六九三 | 名取光貴 |
| 山梨普四五―八 | 昭和四十六年九月二十七日 | 同 | あかまつ | 南都留郡忍野村内野字八重合羽四〇七八 | 一九三 | 〇・五四 | 南都留郡忍野村内野三五八 | 三浦玄吾 |
| 山梨普四六―一 | 昭和四十七年八月二十四日 | 同 | すぎ | 南巨摩郡南部町福士字鯨野二七七三六 | 九〇〇 | 一・〇〇 | 南巨摩郡南部町福士一〇三六五 | 望月政文 |
| 山梨普四六―二 | 昭和四十七年八月二十四日 | 同 | ひのき | 南巨摩郡南部町福士字御堂日向一一四二八 | 一、〇〇〇 | 一・二〇 | 南巨摩郡南部町福士一〇三六五 | 望月政文 |
| 山梨普四六―二六 | 昭和四十七年八月二十四日 | 同 | あかまつ | 北杜市小淵沢町字上ノ原三九八一―一 | 九七三 | 一・三九 | | 小淵沢財産区 |
| 山梨普四六―二七 | 昭和四十七年八月二十四日 | 同 | あかまつ | 北杜市小淵沢町字上長谷沢四〇四五―一 | 一三五 | 〇・四五 | | 小淵沢財産区 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 山梨県 | 富士吉田市 | 城山外一字恩賜県有財産保護組合 | 東京都 | |
| | 一・四四 | 四・〇〇 | 一六・〇〇 | |
| | 七二六 | 二、七三〇 | 三五、二〇〇〇 | |
| 五・四〇 | 二・一〇 | 南アルプス市之瀬七四―一 | | |
| 三、七八〇 | 一、八九〇 | | | |
| 笛吹市一宮町石字京元入会二三五九―二 一一林班る八・わ三小班 | 南都留郡鳴沢村字軽水八五三三―一 四三四林班ろ一一小班 | 富士吉田市下吉田字尾垂七五二八―一二 | 北都留郡小菅村字棚沢二八八五―一 | 南アルプス市中野字城山三一二一―一 |
| あかまつ | ひのき | あかまつ | ひのき | すぎ |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 昭和四十八年七月十二日 | 昭和四十九年八月一日 | 昭和四十九年八月一日 | 昭和四十九年八月一日 | 昭和四十九年八月一日 |
| 山梨普四七―二一 | 山梨普四八―三 | 山梨普四八―四 | 山梨普四八―一一 | 山梨普四八―八 |

**山梨県告示第二百八十号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和八年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十九日

山梨県知事　長崎幸太郎

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長（メートル） | 供用開始の期日 |
|---|---|---|---|---|
| 県道 | 南アルプス公園線 | 南巨摩郡早川町高住字切川十九番一地先から南巨摩郡早川町高住字切川官有無番地先まで | 九九・八 | 令和八年十月二十九日 |

**山梨県告示第二百八十一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和八年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十九日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　道路の種類　県道

二　路線名　南アルプス公園線

三　道路の区域

| 区間 | 旧新の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 南巨摩郡早川町奈良田字鰍水一〇五三番二四九地先から南巨摩郡早川町奈良田字鰍水一〇五三番二四九地先まで | 旧 | 九・六～二一一・九 | 六三・三 |
| | 新 | 九・九～二一一・九 | 六三・三 |

**山梨県告示第二百八十二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和八年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十九日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　道路の種類　県道

二　路線名　南アルプス公園線

三　道路の区域

| 区間 | 旧新の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 南巨摩郡早川町初鹿島字大久保八九六番一地先から南巨摩郡早川町初鹿島字大久保八六九番地先まで | 旧 | 一五・八～三四・九 | 一〇一・四 |
| | 新 | 二〇・一～四七・七 | 一〇一・四 |

# 公　告

◎　鳥獣保護区の存続期間の更新

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和八年十月二十九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　甲斐駒鳥獣保護区

1　鳥獣保護区の名称　甲斐駒鳥獣保護区

2　鳥獣保護区の区域　北杜市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3　鳥獣保護区の存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

4　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定区分　大規模生息地の保護区

㈡　鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、甲斐駒ヶ岳（二千九百六十七メートル）及び編笠山（二千五百十四メートル）を中心とした高山帯及び亜高山帯の地域であり、南アルプス国立公園の特別保護地区及び特別地域並びに県立南アルプス巨摩自然公園特別地域を含む地域である。

当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳頂上付近ではアオノツガザクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ等がみられる。さらにその周囲には、シラビソ、オオシラビソ、ウラジロモミ、コメツガ等が分布しており、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル、テン、イタチ等、また、小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、アカネズミ、トガリネズミ、ヤマネ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、希少な猛禽類のクマタカのほか、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種等が生息している。

以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

㈢　鳥獣保護区の管理方針

(1)　定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の

環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

⑵　鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

二　三ツ峠鳥獣保護区

1　鳥獣保護区の名称　三ツ峠鳥獣保護区

2　鳥獣保護区の区域　都留市及び富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3　鳥獣保護区の存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

4　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定区分　森林鳥獣生息地の保護区

㈡　鳥獣保護区の指定目的

当該地区を含めた地域は、三ツ峠山（標高千七百八十五・二メートル）等を中心とした亜高山帯の地域であり、植生は、山頂付近にクリやミズナラが分布し、その周囲にウラジロモミやコメツガが発達し、また、ヤマボウシやブナ、カラマツ植林も部分的にみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマをはじめ、中型哺乳類のニホンザル、ノウサギ、テン、イタチ、タヌキ等、また、小型哺乳類ではヤマネ、アカネズミ、ニホンリス、オコジョ等が確認され、鳥類では、コゲラ、ヒガラ、マヒワ、キビタキ等が確認されている。

以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

㈢　鳥獣保護区の管理方針

⑴　定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

⑵　鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

三　愛宕山鳥獣保護区

1　鳥獣保護区の名称　愛宕山鳥獣保護区

2　鳥獣保護区の区域　甲府市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3　鳥獣保護区の存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

4　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定区分　身近な鳥獣生息地の保護区

㈡　鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、愛宕山を中心とする地域であり、甲府市民の憩いの場であるとともに、レクリエーションの場としても親しまれている。また、愛宕山の頂上付近は、「愛宕山こどもの国」として整備され、県立科学館が整備された後は、さらに多くの児童、生徒が訪れるようになった。

当該地域の植生は、頂上付近はクヌギやコナラの林となっており、山腹にはアカマツ植林や落葉果樹園がみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のイノシシ、ニホンジカをはじめ、中型哺乳類のアナグマ、キツネ等、また、小型哺乳類ではアカネズミ、アズマモグラ、ニホンリス等が確認され、鳥類では、サンコウチョウ、モズ、イワツバメ、メジロ、カッコウ等の低山帯に生息する種がみられる。

このように、市街地に近接する地域でありながら、多様な自然環境が残されており、子どもたちが身近な野生鳥獣とふれあい、豊かな情操を育む場として、また、広く市民が野生鳥獣とふれあう喜びを体感できる場として、極めて貴重なエリアとなっている。

以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

㈢　鳥獣保護区の管理方針

⑴　定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

⑵　鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

四　滝子山鳥獣保護区

1　鳥獣保護区の名称　滝子山鳥獣保護区

2　鳥獣保護区の区域　大月市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3　鳥獣保護区の存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

4　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定区分　森林鳥獣生息地の保護区

㈡　鳥獣保護区の指定目的

当該地区を含めた地域は、滝子山（標高千五百九十・三メートル）を中心とした地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）に規定する自然保存地区として昭和五十年から指定されている。

植生は、ブナ、ミズナラを主体とした林が発達し、山頂から南西部の急崖には、ブナ、ツガの混合林が広がっている。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマをはじめ、中型哺乳類のニホンザル、キツネ、テン等、また、小型哺乳類ではヒメネズミ、ニホンリス等が確認され、鳥類では、キビタキ、アカゲラ等が確認されている。

現在指定されている自然保存地区をより実効性のあるものとし、豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣を含めた自然生態系全体の保護を図るものとする。

㈢　鳥獣保護区の管理方針

⑴　定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

⑵　鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

◎　鳥獣保護区特別保護地区の指定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和八年十月二十九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　甲斐駒特別保護地区

1　特別保護地区の名称　甲斐駒特別保護地区

2　特別保護地区の区域　北杜市及び南アルプス市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3　特別保護地区の存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

4　特別保護地区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定区分　大規模生息地の保護区

㈡　特別保護地区の指定目的

当該地域は、甲斐駒ヶ岳（二千九百六十五・六メートル）及び網笠山（二千六百七メートル）を中心とした高山帯及び亜高山帯の地域であり、南アルプス国立公園の特別保護地区及び特別地域並びに県立南アルプス巨摩自然公園特別地域を含む地域である。

当該地域の植生は、高山帯では甲斐駒ヶ岳頂上付近を中心にハイマツ、アオノツガザクラ、コケモモ、ミドリユキザサ等が分布し、亜高山帯ではダケカンバ林のほか、シラビソ、オオシラビソ、ウラジロモミ、コメツガ等からなる常緑針葉樹林がみられる。さらに、山地帯では落葉広葉樹林を主体とした森林が広がっており、高山帯から亜高山帯、山地帯に至る植生の垂直的な変化が明瞭にみられる地域である。

また、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル、テン、イタチ等、また、小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、シントウトガリネズミ、アズミトガリネズミ、ヤマネ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、希少なクマタカ等の猛禽類のほか、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種等が生息している。

以上の地域を特別保護地区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

㈢　特別保護地区の管理方針

⑴　定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

⑵　特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

二　三ツ峠特別保護地区

1　特別保護地区の名称　三ツ峠特別保護地区

2　特別保護地区の区域　都留市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3　特別保護地区の存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

4　特別保護地区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定区分　森林鳥獣生息地の保護区

㈡　特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、三ツ峠山（標高千七百八十五・二メートル）等を中心とした亜高山帯の地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例に規定する自然保存地区として昭和四十七年から指定されている。

当該地域の植生は、山頂部及びその周辺にミズナラを主体とする落葉広葉樹林が広がり、その周囲にはウラジロモミ―コメツガ群落を主体とする亜高山性針葉樹林が発達している。また、部分的にブナ林、ヤマボウシを含む広葉樹林及びカラマツ植林がみられるほか、希少なラン科植物等の生育が確認されている。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ツキノワグマ等が、中型哺乳類ではニホンザル、ノウサギ、テン等が、小型哺乳類ではヤマネ、アカネズミ、オコジョ等が確認され、鳥類では、コゲラ、ヒガラ、マヒワ、キビタキ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

㈢　特別保護地区の管理方針

⑴　定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

⑵　特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

◎　特定猟具使用禁止区域の指定

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月二十九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　浅尾原特定猟具使用禁止区域

1　特定猟具使用禁止区域の名称　浅尾原特定猟具使用禁止区域

2　特定猟具使用禁止区域の区域　北杜市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3　存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

4　特定猟具の種類　銃器

二　万沢特定猟具使用禁止区域

1　特定猟具使用禁止区域の名称　万沢特定猟具使用禁止区域

2　特定猟具使用禁止区域の区域　南巨摩郡南部町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3　存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

4　特定猟具の種類　銃器

三　釜無川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域

1　特定猟具使用禁止区域の名称　釜無川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域

2　特定猟具使用禁止区域の区域　甲斐市、南アルプス市、中央市及び中巨摩郡昭和町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3　存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

4　特定猟具の種類　銃器

四　つつじヶ崎特定猟具使用禁止区域

1　特定猟具使用禁止区域の名称　つつじヶ崎特定猟具使用禁止区域

2　特定猟具使用禁止区域の区域　甲府市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3　存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

4　特定猟具の種類　銃器

五　大法師特定猟具使用禁止区域

１　特定猟具使用禁止区域の名称　大法師特定猟具使用禁止区域

２　特定猟具使用禁止区域の区域　南巨摩郡富士川町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

３　存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

４　特定猟具の種類　銃器

六　中丸特定猟具使用禁止区域

１　特定猟具使用禁止区域の名称　中丸特定猟具使用禁止区域

２　特定猟具使用禁止区域の区域　北杜市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

３　存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

４　特定猟具の種類　銃器

七　敷島北特定猟具使用禁止区域

１　特定猟具使用禁止区域の名称　敷島北特定猟具使用禁止区域

２　特定猟具使用禁止区域の区域　甲斐市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

３　存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

４　特定猟具の種類　銃器

八　平等川特定猟具使用禁止区域

１　特定猟具使用禁止区域の名称　平等川特定猟具使用禁止区域

２　特定猟具使用禁止区域の区域　笛吹市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

３　存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

４　特定猟具の種類　銃器

九　境川町原特定猟具使用禁止区域

１　特定猟具使用禁止区域の名称　境川町原特定猟具使用禁止区域

２　特定猟具使用禁止区域の区域　笛吹市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

３　存続期間　令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

# 4　特定猟具の種類　銃器

◎　公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北建設事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月二十九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　測量の種類　公共測量（三級基準点測量）

二　測量の地域　山梨県韮崎市中田町中條地内

三　測量の期間　令和八年十月二十六日から同年十二月二十五日まで

◎　公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月二十九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　測量の種類　公共測量（基準点測量）

二　測量の地域　山梨県西八代郡市川三郷町落居地内

三　測量の期間　令和八年十月十五日から令和九年三月十五日まで

# 選挙管理委員会

**山梨県選挙管理委員会告示第四十三号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和八年十月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長　秋山　洋

## 政治資金規正法第六条第一項第一号による届出　政治団体設立届

### その他の政治団体

| 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 設立年月日 | 届出年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| いそのひでみ後援会 | 磯野　豪三 | 磯野　豪三 | 中央市西花輪二四二二ー四 | 令和八年十月一日 | 令和八年十月一日 |
| 一瀬ひろあき後援会 | 一瀬　広朗 | 村松　悟 | 西八代郡市川三郷町市川大門八三ー一 | 令和八年九月九日 | 令和八年九月十一日 |
| 奥山しのぶと歩む会 | 奥山しのぶ | 矢萩　綾子 | 甲府市上今井町二四一三ー五 | 令和八年九月十四日 | 令和八年九月十八日 |
| 中村こうせい後援会 | 中村　滉成 | 中村　逸成 | 甲府市里吉二ー五ー二〇フラットエステート三〇六 | 令和八年九月二十八日 | 令和八年九月二十九日 |
| 藤本みのる応援団 | 溝口　雄二 | 藤井　真弓 | 大月市御太刀一ー七ー八 | 令和八年十月一日 | 令和八年十月八日 |

## 政治資金規正法第七条による届出　届出事項の異動届

| 区分 | 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 異動年月日 | 届出年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 新 | 自由民主党甲府市支部 | | 向山　憲稔 | | 令和八年九月十二日 | 令和八年十月十六日 |
| 旧 | | | 望月　大輔 | | | |
| 新 | 自由民主党山梨県甲府市第六支部 | 望月竜太郎 | | | 令和八年十月一日 | 令和八年十月十六日 |
| 旧 | | 望月　大輔 | | | | |
| 新 | 雨宮たくま後援会 | | 佐藤江里子 | 笛吹市一宮町竹原田二八〇 | 令和八年九月三十日 | 令和八年九月三十日 |
| 旧 | | | | 笛吹市一宮町竹原田二三七 | | |
| 新 | 市川正末後援会 | | 市川　晴一 | | 令和八年九月二十四日 | 令和八年九月二十八日 |
| 旧 | | | | | | |
| 新 | 韮崎の未来を考える会 | 小沢　栄一 | | | 令和八年九月二十八日 | 令和八年九月二十八日 |
| 旧 | | 金山　光雄 | | | | |

## 政治資金規正法第十七条第一項による届出　政治団体解散届

| 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 解散年月日 | 届出年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中道改革連合山梨県第1区総支部 | 中嶋　克仁 | 石井　貴志 | 山梨県甲府市相生一ー一ー二一 | 令和八年十月二日 | 令和八年十月七日 |

# 政治資金規正法第十九条第二項による届出　資金管理団体指定届

| 氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者氏名 | 指定年月日 | 届出年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 磯野　豪三 | 市議会議員 | いそのひでみ後援会 | 中央市西花輪二四二二一四 | 磯野　豪三 | 令和八年十月一日 | 令和八年十月一日 |

# 政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出　資金管理団体異動届

| 区分 | 新 | 旧 |
|---|---|---|
| 氏名 | 雨宮　拓眞 | |
| 公職の種類 | | |
| 資金管理団体の名称 | 雨宮たくま後援会 | |
| 主たる事務所の所在地 | 笛吹市一宮町竹原田二八〇 | 笛吹市一宮町竹原田二三七 |
| 代表者氏名 | | |
| 異動年月日 | 令和八年九月三十日 | |
| 届出年月日 | 令和八年十月一日 | |

**山梨県選挙管理委員会告示第四十四号**

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号の個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨の報告があった。

令和八年十月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長　秋山　洋

| 名称 | 所在地 |
| --- | --- |
| 甲斐市双葉体育館 | 甲斐市宇津谷二二二一番地 |

**山梨県選挙管理委員会告示第四十五号**

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の施設について、指定を解除した旨の報告があった。

令和八年十月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長　秋山　洋

| 名称 | 所在地 |
| --- | --- |
| 甲斐市竜王武道館 | 甲斐市篠原二七二八番地二〇 |